

福島市産業廃棄物処理指導要綱

令和 3 年 1 月

福島市環境部廃棄物対策課

目次

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	市の責務	2
第4条	事業者及び処理業者の責務	3

第2章 事業者及び処理業者の処理

第5条	産業廃棄物指定処理責任者等	3
第6条	産業廃棄物の保管	3
第7条	事業者の産業廃棄物処理	5
第8条	産業廃棄物処理票	7
第9条	処理業者の産業廃棄物処理	9

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議

第10条	事業計画書の提出	9
第11条	環境影響調査の実施	10
第12条	事前協議書の提出等	11
第13条	連絡協議会	12

第4章 申請及び届出

第14条	産業廃棄物処理施設の設置等の許可の申請	13
第15条	指定処理施設の設置等の届出等	13
第16条	指定処理施設に係る報告及び検査等	14
第17条	指定処理施設の承継	14
第18条	移動式産業廃棄物処理施設等の設置場所の届出	15
第19条	最終処分場に係る報告及び検査	15
第20条	廃止の届出等	15
第21条	事故時の措置	16

第5章 産業廃棄物処理施設等の維持管理

第22条	産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準の遵守	16
第23条	旧型最終処分場の管理	17
第24条	維持管理に関する情報の提供	17
第25条	記録と閲覧	17
第26条	埋立処分する産業廃棄物の一部保管	19
第27条	立入検査	19
附則		20

別表		21
----	--	----

様式		65
----	--	----

産業廃棄物処理施設等の設置等に関するフロー		91
-----------------------	--	----

福島市産業廃棄物処理指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成30年条例第25号。以下「条例」という。）及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成30年規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- 三 処理 収集、運搬又は処分をいう。
- 四 処分 中間処理又は最終処分をいう。
- 五 中間処理 最終処分又は再生利用に先立って行われる人為的な操作をいう。
- 六 最終処分 埋立てをいう。
- 七 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- 八 収集・運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うため、法第14条第1項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項又は法第14条の5第1項の許可を受けた者をいう。
- 九 中間処理業者 産業廃棄物の中間処理を業として行うため、法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項の許可を受けた者をいう。

十 最終処分業者 産業廃棄物の最終処分を業として行うため、法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項の許可を受けた者をいう。

十一 処理業者 収集・運搬業者又は処分業者をいう。

十二 処分業者 中間処理業者又は最終処分業者をいう。

十三 特定産業廃棄物 産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（シュレッターダスト及び液状の廃プラスチック類に限る。）、鉍さい若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物の最終処分をするために中間処理したものをいう。

十四 有害物質 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンをいう。

十五 産業廃棄物処理施設 政令第7条各号に掲げる施設をいう。

十六 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設 政令第7条の2に規定する施設をいう。

十七 中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設その他の産業廃棄物の中間処理を行う施設をいう。

十八 指定処理施設 産業廃棄物処理業の用に供する中間処理施設であって、政令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設以外のものをいう。

十九 最終処分場 政令第7条第14号に掲げる施設をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者及び処理業者を指導し、監督するとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めるものとする。

2 市は、市内における産業廃棄物の発生量、処理状況等を定期的に調査し、その適正な処理が行われるよう努めるものとする。

3 市は、福島県との密接な連携を図り、その協力を得て、産業廃棄物の不法投棄等を防止するための監視及び指導に努めるとともに、産業廃棄物に関する苦情及び不法投棄等の事件等への適切な対応に努めるものとする。

(事業者及び処理業者の責務)

第4条 事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理を行う場合には、法、政令、省令、最終処分基準省令、条例及び規則の規定によるほか、この要綱の規定を遵守するものとする。

第2章 事業者及び処理業者の処理

(産業廃棄物指定処理責任者等)

第5条 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条において同じ。）を処理するために指定処理施設（その設置に第15条第1項の規定による届出を要しない指定処理施設を除く。）が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物指定処理責任者を置かなければならない。ただし、法第12条第8項の規定により産業廃棄物処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場又は自ら産業廃棄物指定処理責任者となる事業場については、この限りでない。

2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、法第12条第8項の規定により産業廃棄物処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場、前項の規定により産業廃棄物指定処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物指定処理責任者となる事業場又は自ら産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

(産業廃棄物の保管)

第6条 事業者は、その産業廃棄物が処理されるまでの間、省令第8条又は省令第8条の13に規定する保管基準によるほか、産業廃棄物の種類ごとに区分して保管するものとする。

2 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬を行う場合において、当該産業廃棄物の保管をしようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、あらかじめ、その保管をしようとする場所ごとに、その旨を市長に届け出なければならない。なお、届出の対象となる保管は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 保管の用に供する場所の面積が300平方メートル以上の場所において行われる、建設工事（法第21条の3第1項に規定する建設工事をいう。）に伴い生ずる産業廃棄物の保管

二 法第14条第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管

三 産業廃棄物処理施設において行われる保管

- 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条第1項（同法第15条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管
- 3 非常災害のために必要な応急措置として行う場合において、自らその産業廃棄物の運搬を行うときに前項に規定する保管をした事業者は、当該保管をした日から起算して14日以内に、その保管をした場所ごとに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第1号による届出書を提出して行うものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物の保管の場所の所在地
 - 三 保管をする産業廃棄物の種類
 - 四 保管をすることができる産業廃棄物の数量
 - 五 保管の場所の管理者の氏名及び連絡先
 - 六 保管の場所においてその用に供する土地の面積
 - 七 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、保管をすることができる産業廃棄物の高さ（省令第8条第2号ロ又は第8条の13第2号ロに規定する高さのうち最高のものをいう。）
 - 八 保管開始年月日
- 5 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 保管の場所においてその用に供する土地に係る登記事項証明書その他当該土地の所有権を有することを証する書類
 - 二 保管の場所においてその用に供する土地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書の写しその他当該土地を使用する権原を有することを証する書類
 - 三 保管の場所の利用計画を明らかにする平面図
 - 四 保管の場所の付近の見取図
- 6 第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第4項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 前項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第2号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物の保管の場所の所在地
 - 三 変更する内容
 - 四 変更予定年月日
 - 五 変更する理由
- 8 第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第4項第1号若しくは第5号から第8号までに掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る保管の場所において産業廃棄物の保管を行わなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 9 前項の規定による変更または保管を行わなくなった旨の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第3号による届出書を提出して行うものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物の保管の場所の所在地
 - 三 変更した内容
 - 四 変更した（保管を行わなくなった）年月日
 - 五 変更した（保管を行わなくなった）理由
- 10 第6項から第9項までの規定は、第3項の規定による届出をした者について準用する。
（事業者の産業廃棄物処理）

第7条 事業者は、産業廃棄物の性状、組成等をあらかじめ調査の上把握しておくものとする。

この場合において、特定産業廃棄物については、その発生源別に別表第1の左欄に掲げる産業廃棄物の種類ごとに、同表右欄に掲げる分析試験を別表第2に定める分析試験の方法により行うものとする。ただし、市が当該分析試験を行う必要がないと認めた特定産業廃棄物にあっては、この限りでない。

- 2 前項に規定する分析試験は、次に掲げる頻度で実施するものとし、当該分析試験の試験結果成績書は、5年間保存するものとする。
- 一 同一の製造又は加工の工程であって、同一の原料を使用し、かつ、同質の産業廃棄物を反復継続して排出する場合には、年1回以上
 - 二 製造若しくは加工の工程又は使用原料を変更した場合には、当該変更の都度
 - 三 前2号に規定する場合以外の場合には、産業廃棄物を排出する都度
- 3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、帳簿を備え、当該産業廃棄物の処理について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の

下欄に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、法第12条第13項において準用する法第7条第15項の規定により帳簿を備えることとされる事業場については、この限りでない。

運搬	<ul style="list-style-type: none"> 一 運搬年月日 二 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 三 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	<ul style="list-style-type: none"> 一 委託年月日 二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 三 運搬先ごとの委託量
処分	<ul style="list-style-type: none"> 一 処分年月日 二 処分方法ごとの処分量 三 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	<ul style="list-style-type: none"> 一 委託年月日 二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 三 受託者ごとの委託の内容及び委託量

4 前項本文の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

5 第3項本文の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存するものとする。

6 事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令第6条の2又は政令第6条の6に規定する基準のほか次によるものとする。

一 委託しようとする処理業者が設置している産業廃棄物の処理施設の現況等について、実際に調査を行い、処理を委託しようとする産業廃棄物が遅滞なくかつ適正に処分できる状態であることを確認した上で、委託契約を締結すること。

二 産業廃棄物の収集又は運搬を処理業者に委託した場合には、搬出の都度、運搬車両が当該処理業者のものであることを確認するとともに、適正な処理に必要な指示を行うこと。

三 産業廃棄物の処理を委託した後において、その処理が適正に行われるように当該処理業者の処理の状況を実地調査により確認し、その処理が適正でないとき、当該処理業者に対し適正な処理を行うように指示すること。

四 委託料金は、収集又は運搬の料金と処分の料金をそれぞれの処理業者に別個に支払うこと。ただし、収集又は運搬及び処分を同一の処理業者に委託する場合はこの限りでない。

(産業廃棄物処理票)

第8条 事業者(中間処理業者を含む。以下この条において同じ。)は、自らその産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。以下この条において同じ。)の運搬又は運搬及び処分を行う場合(当該事業者が市外の事業場で生じた産業廃棄物の運搬を行う場合において、市内において当該産業廃棄物の積替え又は保管を行わないときを除く。)には、次項から第9項までに定める手続に従い、その運搬又は運搬及び処分を行うことにより、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において適正に処理しなければならない。

2 前項の規定により産業廃棄物の運搬又は運搬及び処分を行う場合には、当該産業廃棄物を生ずる事業場の管理者は、当該運搬に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬に従事する者(以下「運搬従事者」という。)に対し、産業廃棄物処理票(以下単に「処理票」という。)を次により交付しなければならない。

一 当該産業廃棄物の種類ごとに交付すること。

二 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとに交付すること。

三 当該産業廃棄物の運搬の用に供する車両が2以上である場合にあっては、車両ごとに交付すること。

四 当該産業廃棄物の種類、数量及び運搬従事者の氏名が処理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

五 交付した処理票の写しを、運搬従事者(二次運搬従事者を含む。)又は運搬先の産業廃棄物の処理施設の管理者から処理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

3 前項の処理票の様式は、様式第4号によるものとし、当該運搬に係る産業廃棄物の種類及び数量、当該運搬を行う事業者の氏名又は名称及び住所、運搬従事者の氏名その他次に掲げる事項を記載することとする。

一 処理票の交付年月日及び交付番号

二 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地

三 処理票交付者の氏名

四 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の名称及び所在地

五 産業廃棄物の荷姿

六 事業者が自ら設置する産業廃棄物の処理施設で処分を行う場合には、当該施設の名称及

び所在地並びに当該施設について法第15条第1項の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号

七 産業廃棄物の運搬の用に供する車両に係る自動車登録番号又は車両番号

4 運搬従事者は、産業廃棄物の運搬を終了したとき（当該産業廃棄物の積替え又は保管の場所への運搬を終了したときを除く。）は、第2項の規定により交付された処理票に次の事項を記載し、当該運搬に係る産業廃棄物の引渡しと同時に運搬先の産業廃棄物の処理施設の管理者に当該処理票を回付しなければならない。ただし、当該運搬の終了後当該産業廃棄物の処分が他人に委託される場合又は当該産業廃棄物の運搬先が市外の産業廃棄物の処理施設である場合にあつては、運搬を終了した日から10日以内に、第2項の規定により処理票を交付した者（以下「処理票交付者」という。）に当該処理票の写しを送付しなければならない。

一 運搬従事者の氏名

二 運搬を終了した年月日

5 運搬先の産業廃棄物の処理施設の管理者は、引き渡された産業廃棄物の処分を終了したときは、前項本文の規定により回付された処理票に次の事項を記載し、処分を終了した日から10日以内に、処理票交付者に当該処理票の写しを送付しなければならない。

一 産業廃棄物の処理施設の管理者の氏名

二 処分を担当した者の氏名

三 処分を終了した年月日

6 処理票交付者は、第4項ただし書又は前項の規定による処理票の写しの送付を受けたときは、産業廃棄物の運搬又は処分が終了したことを当該処理票の写しにより確認し、かつ、当該処理票の写しを当該送付を受けた日から五年間保存しなければならない。

7 運搬従事者は、産業廃棄物の積替え又は保管の場所への運搬を終了したときは、第2項の規定により交付された処理票に次の事項を記載し、速やかに、当該産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者に当該処理票を回付しなければならない。

一 運搬従事者の氏名

二 運搬を終了した年月日

8 産業廃棄物の積替えまたは保管の場所の管理者は、前項の規定による処理票の回付を受けたときは、当該産業廃棄物が再び運搬される際に、次に掲げる事項を処理票に記載して、当該産業廃棄物の運搬に従事する者（次項において「二次運搬従事者」という。）に当該処理票を回付しなければならない。

一 産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者の氏名

二 積替え又は保管を終了した年月日

9 第4項の規定は、二次運搬従事者について準用する。この場合において、同項中「第2項の規定により交付された」とあるのは「前項の規定により回付された」と読み替えるものとし、二次運搬従事者は、処理票に次の事項を記載することとする。

一 二次運搬従事者の氏名

二 運搬を終了した年月日

(処理業者の産業廃棄物処理)

第9条 処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理を受託する場合には、あらかじめ、当該産業廃棄物の種類、性状等を記載した書面（特別管理産業廃棄物の処理を受託する場合には、政令第6条の6第1号に規定する文書）及び第7条第2項の分析試験の試験結果成績書の提出を求め、当該産業廃棄物が法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定により自らが受けている産業廃棄物処理業の許可の事業の範囲内で適正に処理できるものであることを確認するものとする。

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議

(事業計画書の提出)

第10条 次に掲げる縦覧等を要する産業廃棄物処理施設を設置し、又は変更（法第15条の2の6第1項の許可を要するものに限る。以下この条及び第14条において同じ。）しようとする者（以下この条及び次条において「設置等予定者」という。）は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書（様式第5号。以下「事業計画書」という。）を必要部数作成し、市長に提出するものとする。

一 事業者自らが設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設（ただし、事業者が事業場の敷地内に設置する政令第7条第3号、第5号、第8号、第10号の2及び第11号の2から第13号の2までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く。）

二 処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設

2 前項の事業計画書には、別表第3に掲げる書類等を添付するものとする。

3 設置等予定者は、事業計画書に係る産業廃棄物処理施設の設置又は変更の計画の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の立地等に関する

基準」を遵守するものとする。

- 4 市長は、市の境界付近に産業廃棄物処理施設の設置等を予定する事業計画書の提出を受けたときは、必要に応じて隣接市町村の長に当該事業計画書を送付し、周辺環境への影響の有無、地元住民等の調整状況及び関係法令等との整合性について、様式第6号により当該市町村の意見を求めるものとする。
- 5 市長は、第1項の事業計画書の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告するものとする。
 - 一 設置等予定者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 - 二 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置等予定地区
 - 三 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の種類
 - 四 処理する産業廃棄物の種類
 - 五 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 6 市長は、必要に応じて縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置等予定地の調査を実施し、関係各部局課等の意見を踏まえ、当該縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置又は変更にあつては必要な事項を設置等予定者に通知するものとする。
- 7 設置等予定者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項に対する必要な措置を講じるための地元住民、関係各部局課等との調整、協議等（以下「調整等」という。）を自らの責任において行い、調整等が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。
- 8 市長は、第6項の規定による通知をしてから3年以内に調整等が終了していない事業計画については、設置等予定者が当該計画を廃止したものとみなして、その事業計画書を返戻するものとする。

（環境影響調査の実施）

第11条 市長は、前条第7項の規定による調整等の結果の報告を受けた場合において、その内容を踏まえ事業計画書の内容に支障がないと認められるときは、環境影響調査（環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）に規定する対象事業にあつては、同法又は同条例に規定する環境影響評価）の実施について設置等予定者に通知するとともに、その旨を関係各部局課等及び前条第4項の規定により意見を求めた市町村がある場合にあっては当該市町村の長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた設置等予定者は、別に定める「産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準」に基づき、産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響について必要な調査を行い、当該調査の結果等を記載した書類（以下「環境影響調査書」という。）を作成するものとする。ただし、その事業に係る環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に規定する環境影響評価書を作成する者については、この限りでない。（事前協議書の提出等）

第12条 次に掲げる産業廃棄物処理施設又は指定処理施設（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）を設置し、又は変更（法第15条の2の6第1項の許可を要するもの又は第15条第1項の軽微な変更以外のものに限る。以下この条において同じ。）しようとする者（以下この条及び第13条において「設置等予定者」という。）は、産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書（様式第7号。以下「事前協議書」という。）を必要部数作成して、市長に提出し、協議するものとする。

- 一 事業者自らが事業場の敷地以外の場所に設置する政令第7条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号の2から第10号まで及び第11号に掲げる産業廃棄物処理施設
- 二 処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が設置する中間処理施設（縦覧等を要する産業廃棄物処理施設を除く。）
- 三 前条第1項の規定による通知を受けた者が設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設

2 前項の事前協議書には、別表第4に掲げる書類等を添付するものとする。

3 設置等予定者は、事前協議書に係る産業廃棄物処理施設等の設置又は変更の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準」、「産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準」及び「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。また、指定処理施設においては、次の基準についても遵守するものとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 二 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 三 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 四 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 五 施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものと

するために必要な排水処理設備が設けられていること。

六 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

七 前項までに掲げるもののほか、別表第5のとおりとする。

4 市長は、事前協議書の受付に当たっては、設置等予定者の廃棄物の処理に関する業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに相当の理由がある場合には、設置等予定者の事前協議書を受け付けないものとする。

5 市長は、事前協議書を受け付けたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 設置等予定者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

三 産業廃棄物処理施設等の種類

四 処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

6 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる施設については、必要に応じて当該施設の設置等予定地の調査を実施し、関係各部局課等の意見を踏まえ、当該施設の設置又は変更に当たって必要な事項を設置等予定者に通知するものとする。

7 第1項第1号及び第2号に掲げる施設の設置等予定者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項に対する必要な措置を講じるための地元住民、関係各部局課等との調整等を自らの責任において行い、調整等が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

8 市長は、前項の規定による調整等の結果の報告を受けた場合において、その内容を踏まえ事前協議書の内容に支障がないと認められるときは、その旨を設置等予定者に通知するとともに、その旨を関係各部局課等に通知するものとする。

9 市長は、受け付けられてから2年以内に調整等が終了していない事前協議書については、設置等予定者が当該事前協議に係る計画を廃止したものとみなして、これを返戻するものとする。

（連絡協議会）

第13条 市長は、前条第1項第3号に掲げる施設の設置等予定者に対し、適切な指導を行うため、関係各部局課等からなる福島市廃棄物処理施設連絡協議会（以下「連絡協議会」とい

- う。)を設置するものとする。
- 2 連絡協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。
 - 3 市長は、必要に応じて連絡協議会を開催し、当該連絡協議会において事前協議書の内容につき関係法令等に基づく手続きを把握し、調整するものとする。
 - 4 市長は、連絡協議会における調整の結果を踏まえ事前協議書の内容に支障がないと認められるときは、その旨を設置等予定者に通知するとともに、その旨を関係各部局課等に通知するものとする。

第4章 申請及び届出

(産業廃棄物処理施設の設置等の許可の申請)

第14条 産業廃棄物処理施設であって、第12条第1項各号に掲げるものを設置し、又は変更しようとする者は、第12条第8項又は前条第4項の規定による通知を受けた後に法第15条第2項又は法第15条の2の6第2項の申請書を提出するものとする。

(指定処理施設の設置等の届出等)

第15条 指定処理施設を設置し、又は変更（軽微な変更（次の各号のいずれにも該当しないものをいう。）であるものを除く。）しようとする者は、第12条第8項の規定による通知を受けた後に指定処理施設設置計画届出書（様式第8号）又は指定処理施設変更計画届出書（様式第9号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

- 一 処理能力（当該処理能力についてこの項の規定による変更の届出をし、第3項の受理書を交付されたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの
- 二 位置に係る変更
- 三 処理方式に係る変更
- 四 構造及び設備に係る変更であって、当該変更に伴う設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの
- 五 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）又は量の増大に係る変更に限る。）
- 六 維持管理に関する計画に係る変更（排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は排ガスの性状及び放流水

の水質の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。）

- 2 前項の規定による届出に係る添付書類は、別表第4の3の表又は別表第4の4の表に掲げる書類（各表1に掲げる届出書を除く。）とし、第12条第2項の規定により事前協議書に添付した書類等については、省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認められる場合には、速やかに受理書（様式第10号）を交付するものとする。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、前項の受理書が交付された後でなければ、当該届出に係る指定処理施設を設置し、又は変更してはならない。

（指定処理施設に係る報告及び検査等）

第16条 前条第1項の規定による届出をし、同条第3項の受理書を交付された者は、当該届出に係る設置又は変更の工事が終了したときは、その終了した日から10日以内に、指定処理施設設置（変更）工事終了報告書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の報告書が提出されたときは、原則として確認検査を実施し、前条第1項の届出書に記載した設置又は変更に関する計画に適合していると認められる場合には、速やかに指定処理施設設置（変更）確認書（様式第12号）を交付するものとする。

（指定処理施設の承継）

第17条 第15条第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る指定処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第15条第1項の規定による届出をした法人について合併があったとき（当該届出をした法人とそれ以外の法人が合併する場合において、当該届出をした法人が存続するときを除く。）又は分割があったとき（当該届出に係る指定処理施設を承継させる場合に限る。）は、合併後存続する法人、合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設を承継する法人は、当該届出をした法人の地位を承継する。
- 3 第15条第1項の規定による届出をした者について相続があったときは、相続人は当該届出をした者の地位を承継する。
- 4 前3項の規定により第15条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、指定処理施設承継届出書（様式第13号）を市長に提出するものとする。
- 5 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第1項の規定により地位を承継した者にあつては、省令第5条の11第2項に規定する書類
- 二 第2項の規定により地位を承継した法人にあつては、省令第5条の12第2項に規定する書類
- 三 第3項の規定により地位を承継した相続人にあつては、省令第6条第2項に規定する書類

(移動式産業廃棄物処理施設等の設置場所の届出)

第18条 事業者は、産業廃棄物の中間処理のため、移動式産業廃棄物処理施設等を産業廃棄物の発生場所等に設置しようとする時は、当該場所等において処理を開始する日の10日前までに、移動式産業廃棄物処理施設等設置場所(変更)届出書(様式第14号)を市長に提出するものとする。

(最終処分場に係る報告及び検査)

第19条 最終処分場に係る法第15条第1項の許可又は法第15条の2の6第1項の変更の許可を受けた者は、当該最終処分場の埋立法面の造成工事を終了したときは、その終了した日から10日以内に、産業廃棄物最終処分場埋立法面造成工事終了報告書(様式第15号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の報告書が提出されたときは、当該埋立法面の確認検査を実施するものとする。

(廃止の届出等)

第20条 指定処理施設の設置者は、当該指定処理施設を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該指定処理施設を再開したときは、遅滞なく、指定処理施設廃止(休止・再開)届出書(様式第16号)を市長に提出するものとする。

- 2 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止又は休止の届出は、省令第12条の10の2第1項の届出書に、次に掲げる事項についての当該届出に係る産業廃棄物処理施設の現状を明らかにする写真並びに当該写真を撮影した際の撮影者の位置及び撮影箇所を記載した平面図を添付して行うものとする。

- 一 当該産業廃棄物処理施設内に処理を行うべき産業廃棄物が残存していないこと。
- 二 当該産業廃棄物処理施設の外に、産業廃棄物が飛散し、及び流出していないこと。
- 三 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。

- 3 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定による最終処分場の廃

止の確認を受けるために提出する省令第12条の11の2第1項の申請書には、次に掲げる事項について遵守する旨を記載した最終処分場の跡地所有者の誓約書を添付するものとする。

一 産業廃棄物の埋立期間、埋め立てられた産業廃棄物の種類及び種類ごとの産業廃棄物の埋立量の記録を、当分の間保存すること。

二 吹付けアスベスト、アスベスト保温材料等の飛散性アスベストを含む産業廃棄物が埋め立てられた場合には、事業者、埋立時期、埋立方法、埋立量、埋立場所を示す平面配置図及び断面図、最終処分場の管理者並びに法第21条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に係る技術管理者を記載したアスベスト廃棄物の管理記録を永久に保存すること。

三 跡地利用に際しては、産業廃棄物を掘り起こして悪臭、水質汚濁、大気汚染等を生じさせたり、基礎杭の打設等により遮水工を破壊し地下水汚染を生じさせたりしないよう注意すること。

四 土地の権利移動の際には、新たな権利者へ第1号及び第2号に規定する記録等を引き継ぐこと。

(事故時の措置)

第21条 事業者又は処理業者は、産業廃棄物処理施設等、保管施設その他これらの関連施設において、故障、破損その他の理由により事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに市長に通報し、事故の状況、応急措置の方法等について、速やかに産業廃棄物処理施設等事故発生報告書(様式第17号)を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を採るべきことを指示したときは、事業者及び処理業者はこれに従うものとする。

3 事業者及び処理業者は、事故の復旧工事が完了したときは、速やかに産業廃棄物処理施設等事故復旧完了報告書(様式第18号)を市長に提出するものとする。

第5章 産業廃棄物処理施設等の維持管理

(産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準の遵守)

第22条 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に当たっては、省令第12条の6及び省令第12条の7又は最終処分基準省令第2条第2項に規定する維持管理の技術上の基準によるほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。

2 指定処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に当たっては、次の基準によるほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。

- 一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- 二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- 三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- 四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- 五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 六 蚊、はえ等の発生を防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- 七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- 八 施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- 九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。
- 十 前項までに掲げるもののほか、別表第6のとおりとする。

(旧型最終処分場の管理)

第23条 旧型最終処分場（政令第7条第14号に規定する最終処分場であつて昭和52年3月15日前に設置されたものをいう。）の管理者は、当該旧型最終処分場からの浸出水等により生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある場合には、最終処分基準省令第2条第1項に規定する基準に準じて構造を改善するほか、同条第2項に規定する基準に準じて維持管理を行うものとする。

(維持管理に関する情報の提供)

第24条 産業廃棄物処理施設の設置者（縦覧等を要する産業廃棄物処理施設について法第15条第1項の許可を受けた者を除く。）は、法第15条の2の3第1項の環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について法第15条の2の6第1項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い行う維持管理の状況に関する情報を、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

(記録と閲覧)

第25条 指定処理施設の設置者（焼却施設である指定処理施設について第15条第1項の規定による届出をした者に限る。）は、当該指定処理施設の維持管理に関する次の事項を記録し、

これを当該指定処理施設（当該指定処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該指定処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

一 別表第6の四の項から七の項までの上欄に掲げる施設 次に掲げる事項

ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 別表第6の四の項下欄6、8、11及び18の規定による測定(同表五の項から七の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定を行った位置

(イ) 当該測定の結果の得られた年月日

(ウ) 当該測定の結果

ウ 別表第6の四の項下欄9の規定によるばいじんの除去(同表五の項から七の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合のばいじんの除去を含む。)を行った年月日

エ 別表第6の四の項下欄13の規定による測定(同表五の項から七の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(イ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(ウ) 当該測定の結果の得られた年月日

(エ) 当該測定の結果

二 別表第6の八の項から十一の項までの上欄に掲げる施設 次に掲げる事項

ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 別表第6の八の項下欄4及び6の規定による測定(同表九の項から十一の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定を行った位置

(イ) 当該測定の結果の得られた年月日

(ウ) 当該測定の結果

ウ 別表第6の八の項下欄7の規定によるばいじんの除去(同表九の項から十一の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合のばいじんの除去を含む。)を行った年月日

エ 別表第6の八の項下欄9の規定による測定(同表九の項から十一の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定に係るガスを採取した位置

(イ) 当該測定に係るガスを採取した年月日

(ウ) 当該測定の結果の得られた年月日

(エ) 当該測定の結果

2 記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める日までに備え置くこと。

一 前項第一号ア及び第二号アに掲げる事項 翌月の末日

二 前項第一号イ及びエ並びに第二号イ及びエに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三 前項第一号ウ及び第二号ウに掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

3 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

4 閲覧の求めがあった場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(埋立処分する産業廃棄物の一部保管)

第26条 産業廃棄物処理施設の設置者は、産業廃棄物(燃え殻、汚泥及びばいじんに限る。

以下この条において同じ。)を埋立処分する場合において、当該産業廃棄物はその処分を受託したものであるときは当該産業廃棄物の処分の委託者及び種類ごとに、当該産業廃棄物が自らその処分を行うものであるときは当該産業廃棄物の種類ごとに、容器に納めた産業廃棄物の性状が外部から確認することができる程度に透明な容量200m³以上の容器に半分以上の量を納め、当該容器に埋立処分した産業廃棄物の種類及び処分年月日、当該産業廃棄物を生じた事業者の氏名又は名称並びに当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地を表示し、当該埋立処分に係る産業廃棄物処理施設が廃止されるまでの間、これを保管しなければならない。

2 産業廃棄物処理施設の設置者は、前項の規定により保管されている産業廃棄物を、当該産業廃棄物処理施設(当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該産業廃棄物の埋立処分に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(立入検査)

第27条 市長は、法第19条第1項、自動車リサイクル法第131条第1項、浄化槽法第5

3条第2項、条例第54条第1項に規定する立入検査のほか、この要綱の必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の同意のもと、その土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量若しくは適正な処理又は生活環境の清潔の保持若しくは美化に関し、業務の状況又は帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に自らその産業廃棄物の運搬を行う場合において、当該産業廃棄物を保管している事業者については、その者を第6条第2項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する産業廃棄物を保管しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成30年4月30日までに」と読み替えるものとする。
- 3 第6条第3項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定は、この要綱の施行の日以後に非常災害のために必要な応急措置として行う場合において、同項に規定する保管をした事業者について適用する。
- 4 この要綱の施行日前に指定処理施設の設置又は変更（第15条第1項の軽微な変更であるものを除く。）につき福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成16年福島県条例第17号）第32条第1項又は第36条第1項の許可を受けた者は、第15条第1項の規定による届出をしたものとみなす。
- 5 この要綱の施行日前に福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成2年福島県告示第338号）の規定によってなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

別表第1（第7条関係）

産業廃棄物の種類	分析試験
汚泥及び廃プラスチック類（シュレッダーダストに限る。）	pH、含水率、有害物質の溶出試験及び油分の含有試験
廃酸及び廃アルカリ	pH並びに有害物質、油分及びフェノール類の含有試験
燃え殻、鉱さい、ばいじん及び産業廃棄物を処分するために処理したもの	有害物質の溶出試験並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（産業廃棄物焼却炉に限る。）から生ずる燃え殻、ばいじん及び当該焼却炉による産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（排ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）にあつては、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項各号に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の含有試験
廃油	有害物質（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1,4-ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）に限る。）の含有試験
液状の廃プラスチック類	有害物質の含有試験

別表第2（第7条関係）

分析試験		試験方法
pH	汚泥及び廃プラスチック類（シュレッダーダストに限る）	試料10w/v%液を検液として日本工業規格K0102-12に定める方法
	廃酸及び廃アルカリ	日本工業規格K0102-12に定める方法
有害物質の溶出試験		産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号。以下「告示第13号」という。）
有害物質（揮発性物質を除く。）の含有試験		告示第13号に定める方法
有害物質（揮発性物質に限る。）の含有試験		日本工業規格K0125-5に定める方法
含水率		告示第13号に定める方法
油分の含有試験		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法（昭和51年環境庁告示第3号）
フェノール類の含有試験		日本工業規格K0102-28.1に定める方法
ダイオキシン類の含有試験		特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）

別表第3（第10条関係）

産業廃棄物処理施設設置等事業計画に係る添付書類

- 1 設置等予定者が、個人の場合にはその住民票の写し（提出日前3ヶ月以内に発行されたものであって本籍地の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものとする。以下同じ。）、法人の場合には定款又は寄付行為及び登記事項証明書（提出日前3月以内に発行されたものであること。以下同じ。）
- 2 施設設置等予定地の位置図（縮尺25,000分の1から1,500分の1の地形図）
- 3 施設設置等予定地の付近の見取り図（施設の位置、処理水等の放流先、搬入道路及び周辺居住者等の状況を記載すること。）
- 4 施設設置等予定地の登記事項証明書及び当該土地の公図の写し（施設設置予定地の境界を示すこと。）（提出日前3月以内に発行されたものであること。以下同じ。）
- 5 搬入道路用地（公道を除く。）の所有権を有しない場合は、登記事項証明書及び当該土地の公図の写し
- 6 施設設置等予定地に隣接する土地の登記事項証明書及び当該土地の公図の写し（土地の公図の写しについて、上記4の公図の写しに隣接地が全て含まれている場合は省略できる。）
- 7 施設設置等予定地及びその周辺の現況写真（最低でも2方向から撮影することとし、撮影位置及び方向を示す地図を添付すること。）
- 8 中間処理施設にあっては、処理工程図及び仕様書
- 9 最終処分場にあっては、平面、縦断及び横断の概略図
- 10 公害防止施設の処理工程図及び仕様書
- 11 同意に関する書類
 - 一 施設設置等予定地の所有権を有しない場合は、当該土地の所有者の同意書等（同意書、又はこれに類する書類。以下同じ。）の写し
 - 二 搬入道路用地（公道を除く。）の所有権を有しない場合は、当該道路用地の所有者の同意書等の写し
 - 三 施設設置等予定地に隣接する土地の所有者の同意書等の写し
 - 四 搬入道路用地（公道を除く。）に隣接する土地の所有者の同意書等の写し
 - 五 施設設置等予定地周辺の居住者及び事業者の状況を判断できる住宅地図等並び

に居住者（世帯主等）及び事業者の一覧表及び同意書等の写し（中間処理施設にあつては、施設設置等予定地の敷地境界線の全てから概ね 300mの範囲とする。最終処分場にあつては、施設設置等予定地の敷地境界線の全てから概ね 500mの範囲とする。）

六 下流域の水利権者、漁業権者、水路管理者等の同意書等の写し

七 中間処理施設にあつては、施設設置等予定地の敷地境界線の全てから概ね 300mの範囲内、最終処分場にあつては、施設設置等予定地の敷地境界線の全てから概ね 500mの範囲内に存する地区の代表者の同意書等の写し

八 隣接市町村長又は地域住民等との協定を結ぶ場合はその協定書の写し

九 産業廃棄物処理施設設置等に係る地元住民等との調整状況調書（様式第 19 号）

1 2 施設設置等に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

1 3 施設の変更計画の場合にあつては、変更事項の対比表

別表第4（第12条、第15条関係）

1 縦覧等を要する中間処理施設の設置に係る添付書類

1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（押印は不要）及び当該申請書等に係る次の書類等

一 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等

① 産業廃棄物処理施設の位置に関する次の図面

ア 設置予定場所の敷地内での建物及び工作物（法面、擁壁、側溝等）の配置図

イ 建物及び工作物等の平面図、立面図及び断面図

ウ 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池、調整池及び雨水等の流入防止について記載したもの）

エ 雨水排水の経路図、雨水排水施設の平面図、断面図及び構造図

② 産業廃棄物処理施設の処理方式を記載した書類

③ 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に関する次の図面等

ア 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

イ 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）防止施設の平面図、立面図、断面図及び構造図

ウ 保管施設の面積及び容量の計算書

エ 保管施設の平面図、立面図及び構造図

オ ばいじん及び燃え殻の分離貯留設備の平面図、立面図及び構造図

④ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図

⑤ 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表

⑥ その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項に係る次の図面

ア 施設から出る排水の経路図、排水設備の平面図、断面図及び構造図

イ 計量設備、洗車設備、駐車設備、囲い及び門扉等の平面図、断面図及び構造図

ウ 表示板の構造図及び詳細図

二 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る書類等

① 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために

達成することとした数値の一覧表

② 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する一覧表

③ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項に係る次の書類等

ア 操業中の維持管理計画で次の事項を記載したもの

各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト

イ 搬入される産業廃棄物の展開検査の頻度

ウ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図

三 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類

産業廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載した
たもの

2 中間処理施設の構造を明らかにする設計計算書

一 中間処理施設の設計計算書及び仕様書

二 公害防止施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図

三 中間処理後の残さの性状を示す書類及びその処理方法

四 類似施設における試験検査成績書の写し

五 中間処理施設（関連施設を含む。）を設置する土地（以下「処理場」という。）の
面積計算書

六 中間処理施設の構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したも
の）

七 汚水処理施設の設計計算書及び処理工程図

3 中間処理施設の処理工程図（事業計画書の添付書類と変更がなければ省略するこ
とができる。）

4 中間処理施設の付近の見取図（事業計画書の添付書類と変更がなければ省略する
ことができる。）

5 中間処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

一 事業経歴書

二 履歴書（法人にあつては、役員全員）

三 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資
格を証する書類

6 中間処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載

した書類

- 7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 11 法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約した書面
- 12 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 13 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 14 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（当該株主又は出資をしている者が法人である場合には、）登記事項証明書
- 15 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 16 環境影響調査書

2 縦覧等を要する中間処理施設の変更に係る添付書類

※変更箇所については、変更前後の内容が分かるようにすること。

- 1 産業廃棄物処理施設変更許可申請書（押印は不要）及び当該申請書等に係る次の書類等

- 一 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等
 - ① 産業廃棄物処理施設の位置に関する次の図面
 - ア 設置予定場所の敷地内での建物及び工作物（法面、擁壁、側溝等）の配置図
 - イ 建物及び工作物等の平面図、立面図及び断面図
 - ウ 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池、調整池及び雨水等の流入防止について記載したもの）
 - エ 雨水排水の経路図、雨水排水施設の平面図、断面図及び構造図
 - ② 産業廃棄物処理施設の処理方式を記載した書類
 - ③ 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に関する次の図面等
 - ア 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - イ 公害（大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）防止施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
 - ウ 保管施設の面積及び容量の計算書
 - エ 保管施設の平面図、立面図及び構造図
 - オ ばいじん及び燃え殻の分離貯留設備の平面図、立面図及び構造図
 - ④ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図
 - ⑤ 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表
 - ⑥ その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項に係る次の図面
 - ア 施設から出る排水の経路図、排水設備の平面図、断面図及び構造図
 - イ 計量装備、洗車設備、駐車設備、囲い及び門扉等の平面図、断面図及び構造図
 - ウ 表示板の構造図及び詳細図
- 二 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る書類等
 - ① 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表
 - ② 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する一覧表
 - ③ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項に係る次の書類等
 - ア 操業中の維持管理計画で次の事項を記載したもの

各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト

イ 搬入される産業廃棄物の展開検査の頻度

ウ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図

三 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類

産業廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載したものの

2 変更後の中間処理施設の構造を明らかにする設計計算書

一 中間処理施設の設計計算書及び仕様書

二 公害防止施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図

三 中間処理後の残さの性状を示す書類及びその処理方法

四 類似施設における試験検査成績書の写し

五 処理場の面積

六 中間処理施設の構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）

七 汚水処理施設の設計計算書及び処理工程図

3 省令第11条第3項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類

4 処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図（事業計画書の添付書類と変更がなければ省略することができる。）

5 変更後の中間処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

一 事業経歴書

二 履歴書（法人にあっては、役員全員）

三 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類

6 変更後の中間処理施設の維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類

7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年間の所得税の納

付すべき額及び納付済額を証する書類

- 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 11 法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約した書面
- 12 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 13 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 14 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（当該株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 15 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 16 変更事項対比表
- 17 環境影響調査書

3 第12条第1項第1号及び第2号に掲げる中間処理施設の設置に係る添付書類

- 1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書又は指定処理施設設置計画届出書（押印は不要）及び当該申請書等に係る次の書類等
 - 一 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等
 - ① 産業廃棄物処理施設等の位置に関する次の図面等
 - ア 中間処理施設の位置図（縮尺25,000分の1から1,500分の1まで）
 - イ 事務所の位置図（縮尺25,000分の1から1,500分の1まで）
 - ウ 施設設置等予定地の付近の見取り図（施設の位置、処理水等の放流先、搬入

道路及び周辺居住者等の状況を記載すること。)

エ 施設設置等予定地の登記事項証明書及び当該土地の公図の写し（施設設置予定地の境界を示すこと。）（提出日前3月以内に発行されたものであること。以下同じ。）

オ 搬入道路用地（公道を除く。）の所有権を有しない場合は、登記事項証明書及び当該土地の公図の写し

カ 施設設置等予定地に隣接する土地の登記事項証明書及び当該土地の公図の写し（土地の公図の写しについて、上記エの公図の写しに隣接地が全て含まれている場合は省略できる。）

キ 設置予定場所の敷地内での建物及び工作物（法面、擁壁、側溝等）の配置図（移動式中間処理施設においては、駐機場内での建物、工作物等の配置図）

ク 建物及び工作物等の平面図、立面図及び断面図

ケ 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池、調整池及び雨水等の流入防止について記載したもの）

コ 雨水排水の経路図、雨水排水施設の平面図、断面図及び構造図

サ 施設設置等予定地及びその周辺の現況写真（最低でも2方向から撮影することとし、撮影位置及び方向を示す地図を添付すること。）

② 産業廃棄物処理施設等の処理方式を記載した書類

③ 産業廃棄物処理施設等の構造及び設備に関する次の図面等

ア 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

イ 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）防止施設の平面図、立面図、断面図及び構造図

ウ 保管施設の面積及び容量の計算書

エ 保管施設の平面図、立面図及び構造図

④ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図

⑤ 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表

⑥ その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項に係る次の図面

ア 施設から出る排水の経路図、排水設備の平面図、断面図及び構造図

- イ 計量装備、洗車設備、駐車設備、囲い及び門扉等の平面図、断面図及び構造図
- ウ 表示板の構造図及び詳細図
- 二 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に係る書類等
 - ① 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表
 - ② 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する一覧表
 - ③ その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項に係る次の書類等
 - ア 操業中の維持管理計画で次の事項を記載したもの
 - 各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト
 - イ 搬入される産業廃棄物の展開検査の頻度
 - ウ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図
- 三 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類
 - 産業廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載したもの
- 2 中間処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 一 中間処理施設の設計計算書及び仕様書
 - 二 公害防止施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図
 - 三 中間処理後の残さの性状を示す書類及びその処理方法
 - 四 類似施設における試験検査成績書の写し
 - 五 中間処理施設（関連施設を含む。）を設置する土地（以下「処理場」という。）の面積計算書
 - 六 中間処理施設の構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）
 - 七 汚水処理施設の設計計算書及び処理工程図
- 3 中間処理施設の処理工程図
- 4 中間処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - 一 事業経歴書
 - 二 履歴書（法人にあつては、役員全員）
 - 三 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資

格を証する書類

- 5 中間処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類
- 6 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 7 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 8 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 9 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 10 法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 11 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 12 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 13 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（当該株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 14 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 15 同意に関する書類等（当該中間処理施設の設置場所、取り扱う産業廃棄物及び処理の方法について、既に土地所有者等の同意を得、その同意書等の写しを市に提出している場合は、同意書等の写しの添付を省略することができる。）
 - 一 施設設置等予定地の所有権を有しない場合は、当該土地の所有者の同意書等の写し

- 二 搬入道路用地（公道を除く。）の所有権を有しない場合は、当該道路用地の所有者の同意書等の写し
- 三 施設設置等予定地に隣接する土地の所有者の同意書等の写し
- 四 搬入道路用地（公道を除く。）に隣接する土地の所有者の同意書等の写し
- 五 施設設置予定地周辺の居住者及び事業者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者（世帯主等）及び事業者の一覧表及び同意書等の写し（施設設置等予定地の敷地境界線の全てから概ね 300m の範囲とする。）
- 六 下流域の水利権者、漁業権者、水路管理者等の同意書等の写し
- 七 施設設置等予定地の敷地境界線の全てから概ね 300m の範囲内に存する地区の代表者の同意書等の写し
- 八 隣接市町村長又は地域住民等との協定を結ぶ場合はその協定書の写し
- 九 産業廃棄物処理施設等設置等に係る地元住民等との調整状況調書（様式第 19 号）

16 環境影響調査書

4 第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる中間処理施設の変更に係る添付書類

※変更箇所については、変更前後の内容が分かるようにすること。

- 1 産業廃棄物処理施設変更許可申請書又は指定処理施設変更計画届出書（押印は不要）及び当該申請書等に係る次の書類等
 - 一 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等
 - ① 産業廃棄物処理施設等の位置に関する次の図面等
 - ア 中間処理施設の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 1,500 分の 1 まで）
 - イ 事務所の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 1,500 分の 1 まで）
 - ウ 施設設置等予定地の付近の見取り図（施設の位置、処理水等の放流先、搬入道路及び周辺居住者等の状況を記載すること。）
 - エ 施設設置等予定地の登記事項証明書及び当該土地の公図の写し（施設設置予定地の境界を示すこと。）（提出日前 3 月以内に発行されたものであること。以下同じ。）
 - オ 搬入道路用地（公道を除く。）の所有権を有しない場合は、登記事項証明書

及び当該土地の公図の写し

カ 施設設置等予定地に隣接する土地の登記事項証明書及び当該土地の公図の写し（土地の公図の写しについて、上記エの公図の写しに隣接地が全て含まれている場合は省略できる。）

キ 設置予定場所の敷地内での建物及び工作物（法面、擁壁、側溝等）の配置図（移動式中間処理施設においては、駐機場内での建物、工作物等の配置図）

ク 建物及び工作物等の平面図、立面図及び断面図

ケ 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池、調整池及び雨水等の流入防止について記載したもの）

コ 雨水排水の経路図、雨水排水施設の平面図、断面図及び構造図

サ 施設設置等予定地及びその周辺の現況写真（最低でも2方向から撮影することとし、撮影位置及び方向を示す地図を添付すること。）

② 産業廃棄物処理施設等の処理方式を記載した書類

③ 産業廃棄物処理施設等の構造及び設備に関する次の図面等

ア 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

イ 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）防止施設の平面図、立面図、断面図及び構造図

ウ 保管施設の面積及び容量の計算書

エ 保管施設の平面図、立面図及び構造図

④ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図

⑤ 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表

⑥ その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項に係る次の図面

ア 施設から出る排水の経路図、排水設備の平面図、断面図及び構造図

イ 計量装備、洗車設備、駐車設備、囲い及び門扉等の平面図、断面図及び構造図

ウ 表示板の構造図及び詳細図

二 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に係る書類等

① 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために

達成することとした数値の一覧表

② 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する一覧表

③ その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項に係る次の書類等

ア 操業中の維持管理計画で次の事項を記載したもの

各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト

イ 搬入される産業廃棄物の展開検査の頻度

ウ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図

三 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類

産業廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載した
たもの

2 変更後の中間処理施設の構造を明らかにする設計計算書

一 中間処理施設の設計計算書及び仕様書

二 公害防止施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図

三 中間処理後の残さの性状を示す書類及びその処理方法

四 類似施設における試験検査成績書の写し

五 中間処理施設（関連施設を含む。）を設置する土地（以下「処理場」という。）の
面積計算書

六 中間処理施設の構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したも
の）

七 汚水処理施設の設計計算書及び処理工程図

3 省令第11条第3項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理
に関する計画を記載した書類

4 処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図

5 変更後の中間処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

一 事業経歴書

二 履歴書（法人にあつては、役員全員）

三 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資
格を証する書類

6 変更後の中間処理施設の維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載
した書類

- 7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 11 法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 12 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 13 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 14 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（当該株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 15 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 16 同意に関する書類等（当該中間処理施設の変更後においても、その設置場所、取り扱う産業廃棄物及び処理の方法について、既に土地所有者等の同意を得、その同意書等の写しを市に提出している場合は、同意書等の写しの添付を省略することができる。）
 - 一 施設設置等予定地の所有権を有しない場合は、当該土地の所有者の同意書等の写し
 - 二 搬入道路用地（公道を除く。）の所有権を有しない場合は、当該道路用地の所有者の同意書等の写し

- 三 施設設置等予定地に隣接する土地の所有者の同意書等の写し
- 四 搬入道路用地（公道を除く。）に隣接する土地の所有者の同意書等の写し
- 五 施設設置予定地周辺の居住者及び事業者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者（世帯主等）及び事業者の一覧表及び同意書等の写し（施設設置等予定地の敷地境界線の全てから概ね 300m の範囲とする。）
- 六 下流域の水利権者、水路管理者等の同意書等の写し
- 七 施設設置等予定地の敷地境界線の全てから概ね 300m の範囲内に存する地区の代表者の同意書等の写し
- 八 隣接市町村長又は地域住民等との協定を結ぶ場合はその協定書の写し
- 九 産業廃棄物処理施設等設置等に係る地元住民等との調整状況調書（様式第 19 号）
- 17 変更事項対比表
- 18 環境影響調査書

5 最終処分場の設置に関する添付の書類

- 1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（押印は不要）及び当該申請書等に係る書類等
 - 一 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等
 - ① 産業廃棄物処理施設の位置に関する次の図面
 - ア 最終処分場の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 1,500 分の 1 まで）
 - イ 事務所の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 1,500 分の 1 まで）
 - ウ 設置予定場所の敷地内での最終処分場の配置図
 - ② 産業廃棄物処理施設の処理方式を記載した書類
 - ③ 産業廃棄物処理施設の構造及び施設に関する次の図面等
 - ア 最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - イ 浸出液調整槽及び浸出液処理施設の平面図、断面図、構造図及び配置図
 - ウ 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池、調整池及び雨水等の流入防止について記載したもの）
 - エ 浸出液集排水施設及びガス抜き施設の構造図

オ 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図

カ 求積図及び切土盛土図

④ 処理に伴い生ずる排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先を含む。）を含む。）を記載した処理系統図

⑤ 設計計算上達成することができる放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表

⑥ その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項に関する次の図面

ア 管理棟の平面図、立面図及び断面図

イ 道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図

二 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る書類等

① 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表

② 放流水の水質の測定頻度に関する一覧表

③ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項に係る次の書類等

ア 工事期間中の防災計画で次の事項を記載したもの

騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各対策並びにその点検項目及び点検頻度

イ 埋立期間中及び埋立終了後の維持管理計画で次の事項を記載したもの

各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト

ウ 産業廃棄物、地下水、浸出水原水、放流水及び公共用水域の点検頻度

エ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図

オ 跡地利用計画

三 災害防止のための計画に係る書類等であって、次の事項を記載したもの

① 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

② 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

③ 火災の発生の防止に関する事項

④ その他の最終処分場に係る災害防止に関する事項

四 埋立処分の計画に係る書類

埋立方式、埋立順序、埋立法面の形成、埋立高さ、埋立処分終了予定年月日、埋立処分の終了後に行う維持管理の内容、年次別埋立て処分計画等について記載し

たもの

- 五 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間に関する書類
事業の概要、産業廃棄物の搬入の手段、その経路及び時間等並びに取り扱う産業廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載したもの
- 2 最終処分場の構造を明らかにする設計計算書
 - 一 最終処分場の面積、埋立地の面積及び埋立て容量の設計書
 - 二 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）及び法面安定計算書（円弧滑りについて記載したもの）
 - 三 湧水排除の設計計算書
 - 四 浸出液集排水施設（堅型集排水管及びガス抜き施設を含む。）の設計計算書
 - 五 浸出液調整槽の設計計算書並びに浸出液処理施設の設計計算書及び処理工程図
 - 六 降雪及び凍結の対策
 - 七 遮水工
 - 八 土量計算書及び土えん堤の築堤方法
 - 九 砕石、管、シート、ベンチフリウム等の試験結果書
 - 十 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類
- 3 周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 最終処分場付近の見取図
- 5 最終処分場の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - 一 事業経歴書
 - 二 履歴書（法人にあつては、役員全員）
 - 三 技術的管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
- 6 最終処分場の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法並びに事故時の対策を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 11 法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 12 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 13 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 14 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（当該株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 15 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 16 最終処分場の土地所有者の誓約書（埋立て終了後、最終処分場の設置者と連帯保証責任を負うこと及び閉鎖に至るまでの間の跡地利用の制限を受けることについて記載したもの）
- 17 環境影響調査書

6 最終処分場の変更に関する添付書類

※変更箇所については、変更前後の内容が分かるようにすること。

- 1 産業廃棄物処理施設変更許可申請書（押印は不要）及び当該許可申請書等に係る次の書類等
 - 一 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に係る書類等

- ① 産業廃棄物処理施設の位置に関する次の図面
 - ア 最終処分場の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 1,500 分の 1 まで）
 - イ 事務所の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 1,500 分の 1 まで）
 - ウ 設置予定場所の敷地内での最終処分場の配置図
- ② 産業廃棄物処理施設の処理方式を記載した書類
- ③ 産業廃棄物処理施設の構造及び施設に関する次の図面等
 - ア 最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - イ 浸出液調整槽及び浸出液処理施設の平面図、断面図、構造図及び配置図
 - ウ 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池、調整池及び雨水等の流入防止について記載したもの）
 - エ 浸出液集排水施設及びガス抜き施設の構造図
 - オ 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図
 - カ 求積図及び切土盛土図
- ④ 処理に伴い生ずる排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先を含む。）を含む。）を記載した処理系統図
- ⑤ 設計計算上達成することができる放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表
- ⑥ その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項に関する次の図面
 - ア 管理棟の平面図、立面図及び断面図
 - イ 道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図
- 二 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る書類等
 - ① 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表
 - ② 放流水の水質の測定頻度に関する一覧表
 - ③ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項に係る次の書類等
 - ア 工事期間中の防災計画で次の事項を記載したもの
 - 騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各対策並びにその点検項目及び点検頻度
 - イ 埋立期間中及び埋立終了後の維持管理計画で次の事項を記載したもの

各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト

ウ 産業廃棄物、地下水、浸出水原水、放流水及び公共用水域の点検頻度

エ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図

オ 跡地利用計画

④ 災害防止のための計画に係る書類等であって、次の事項を記載したもの

ア 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

イ 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

ウ 火災の防止に関する事項

エ その他の最終処分場に係る災害防止に関する事項

⑤ 埋立て処分の計画に係る書類

埋立方式、埋立順序、埋立法面の形成、埋立高さ、埋立処分終了予定年月日、埋立処分の終了後に行う維持管理の内容、年次別埋立処分計画等について記載したもの

⑥ 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類

事業の概要、産業廃棄物の搬入の手段、その経路及び時間等並びに取り扱う産業廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載したもの

2 変更後の最終処分場の構造を明らかにする設計計算書

一 最終処分場の面積、埋立地の面積及び埋立て容量の設計書

二 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）及び法面安定計算書（円弧滑りについて記載したもの）

三 湧水排除の設計計算書

四 浸出液集排水施設（堅型集排水管及びガス抜き施設を含む。）の設計計算書

五 浸出液調整槽の設計計算書並びに浸出液処理施設の設計計算書及び処理工程図

六 降雪及び凍結の対策

七 遮水工

八 土量計算書及び土えん堤の築堤方法

九 砕石、管、シート、ベンチフリウム等の試験結果書

十 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類

- 3 周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 最終処分場付近の見取図
- 5 最終処分場の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - 一 事業経歴書
 - 二 履歴書（法人にあつては、役員全員）
 - 三 技術的管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
- 6 最終処分場の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法並びに事故時の対策を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 11 法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 12 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 13 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 14 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（当該株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 15 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票

の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

1 6 最終処分場の土地所有者の誓約書（埋立て終了後、最終処分場の設置者と連帯保証責任を負うこと及び閉鎖に至るまでの間の跡地利用の制限を受けることについて記載したもの）

1 7 変更事項対比表

1 8 環境影響調査書

別表第5（第12条関係）

産業廃棄物指定処理施設の種類	技術上の基準
一 汚泥の脱水施設であって、 1日当たりの処理能力が10 立方メートル以下のもの	施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で 築造され、又は被覆されていること。
二 汚泥の乾燥施設（天日乾燥 施設を除く。）であって、1日 当たりの処理能力が10立方 メートル以下のもの	施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全 上の支障が生じないようにすることができる排ガス 処理設備が設けられていること。
三 汚泥の乾燥施設（天日乾燥 施設に限る。）であって、1日 当たりの処理能力が100立 方メートル以下のもの	1 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が 用いられていること。 2 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への 流入を防止するために必要な開渠（きよ）その他の 設備が設けられていること。
四 汚泥（ポリ塩化ビフェニル 処理物であるものを除く。）の 焼却施設（ガス化改質方式の 焼却施設を除く。）であって、 次のいずれにも該当するもの ア 1日あたりの処理能力が5 立方メートル以下のもの イ 1時間当たりの処理能力が 200キログラム未満のもの ウ 火格子面積が2平方メー トル未満のもの	1 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 （一）燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で産 業廃棄物を焼却することができるものであること。 （二）燃焼ガスが、摂氏800度以上の温度を保ちつ つ、2秒以上滞留できるものであること。 （三）外気と遮断されたものであること。 （四）燃焼ガスの温度を速やかに（一）に掲げる温度 以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置 が設けられていること。 （五）燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給 空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設 けられていること。 2 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、 記録するための装置が設けられていること。

	<p>3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(3のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>5 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。</p> <p>6 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>7 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。</p> <p>8 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。</p> <p>(一) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。</p> <p>(二) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に</p>
--	---

	<p>することができるものであること。</p> <p>(2) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(三) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) 焼成炉中の温度が摂氏 1,000 度以上の状態であればばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。</p> <p>(2) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(四) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。</p>
<p>五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>ア 1 日当たりの処理能力が 1</p>	<p>1 四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p> <p>2 事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>

<p>立方メートル以下のもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が 200キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	
<p>六 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が100キログラム以下のもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	<p>四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>七 産業廃棄物（汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）、廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）、廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）並びに廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）の焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）であって、次のいず</p>	<p>四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>

<p>れにも該当するもの</p> <p>ア 1時間当たりの処理能力が 200キログラム未満のもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	
<p>八 汚泥（ポリ塩化ビフェニル 処理物であるものを除く。）の 焼却施設（ガス化改質方式の 焼却施設に限る。）であって、 次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 1日あたりの処理能力が5 立方メートル以下のもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が 200キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル 未満のもの</p>	<p>1 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することが できる灰出し設備及び貯留設備が設けられて いること。ただし、当該施設において生じたばい じん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成 設備を用いて焼成する方法により併せて処理する 場合は、この限りでない。</p> <p>2 次の要件を備えた灰出し設備が設けられている こと。</p> <p>(一) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない 構造のものであること。</p> <p>(二) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあって は、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に することができるものであること。</p> <p>(2) 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保 全上の支障が生じないようにすることができ る排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(三) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあって は、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) 焼成炉中の温度が摂氏1,000度以上の状 態でばいじん又は焼却灰を焼成することが できるものであること。</p> <p>(2) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記 録するための装置が設けられていること。</p>

	<p>(3) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(四) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。</p> <p>3 次の要件を備えたガス化施設が設けられていること。</p> <p>(一) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。</p> <p>(二) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>4 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。</p> <p>(一) ごみのガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保持することができるものであること。</p> <p>(二) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(三) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>5 改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>6 除去設備に流入する改質ガス(改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。)の温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p>
--	---

	<p>7 除去設備に流入する改質ガスの温度(6のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>8 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。</p>
<p>九 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であつて、次のいずれにも該当するもの(海洋汚染等防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。)</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が1立方メートル以下のもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	<p>八の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>十 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であつて、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が100キログラム以下のもの</p>	<p>八の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>

<p>イ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	
<p>十一 産業廃棄物（汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）、廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）、廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）並びに廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）の焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	<p>八の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>十二 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（海洋汚染等防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p>	<p>1 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。</p> <p>2 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>
<p>十三 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日あたり</p>	<p>1 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p>

の処理能力が50立方メートル以下のもの	2 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。
十四 廃プラスチック類の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの	破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。
十五 令第2条第2号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又は令第2条第9号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。以下「がれき類」という。）の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの	十四の項下欄に掲げる規定の例によること。
十六 廃プラスチック類、令第2条第2号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）及びがれき類以外の破砕施設	十四の項下欄に掲げる規定の例によること。
十七 産業廃棄物の圧縮施設又は切断施設	施設が設置される床又は地盤面がコンクリート等強固な材料で築造されていること。
十八 汚泥の造粒固化施設（固化によって汚水が生じるものに限る。）	当該汚水を処理する設備が設けられていること。
十九 産業廃棄物の堆（たい）肥化施設（固形状の物を扱う場合に限る。）	施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆され、並びに適当な覆い及び側壁が設けられていること。

<p>二十 産業廃棄物の堆肥化施設 (液状の物を扱う場合に限る。)</p>	<p>不透水性の材料で築造された貯留施設が設けられていること。</p>
<p>二十一 廃プラスチックの溶融施設</p>	<p>溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。</p>

別表第6（第22条、第25条関係）

産業廃棄物指定処理施設の種類	維持管理の技術上の基準
<p>一 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの</p>	<p>1 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的ろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。</p> <p>2 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>
<p>二 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設を除く。)であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの</p>	<p>1 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。</p> <p>2 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。</p>
<p>三 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設に限る。)であって、1日当たりの処理能力が100立方メートル以下のもの</p>	<p>定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>
<p>四 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 1日あたりの処理能力が5立方メートル以下のもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	<p>1 ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。</p> <p>2 燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。</p> <p>3 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>4 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p> <p>5 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。</p>

	<p>6 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>7 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>8 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（7のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>9 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>10 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が1,000,000分の100以下となるように産業廃棄物を焼却すること。ただし、セメントの製造の用に供する焼成炉（プレヒーター付きロータリーキルンに限る。）であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。</p> <p>11 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>12 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が1立方メートルあたり5ナノグラム以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</p> <p>13 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、</p>
--	--

	<p>かつ、記録すること。</p> <p>1 4 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>1 5 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>1 6 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>1 7 ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>1 8 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>1 9 ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>2 0 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>2 1 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。</p>
--	---

<p>五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）であって、次のいずれにも該当するもの（海洋汚染等防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が1立方メートル以下のもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	<p>1 四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p> <p>2 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、別表第5の五の項下欄2の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。</p>
<p>六 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が100キログラム以下のもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	<p>四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>七 産業廃棄物（汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）、廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）、廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル</p>	<p>四の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>

<p>汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)並びに廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	
<p>八 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 1日あたりの処理能力が5立方メートル以下のもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 投入する産業廃棄物の数量及び性状に応じ、ガス化設備における産業廃棄物のガス化に必要な時間を調節すること。 2 ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度に保つこと。 3 改質設備中のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。 4 改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 5 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。 6 除去設備に流入する改質ガスの温度(5のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改

	<p>質ガスの温度) を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>7 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>8 ダイオキシン類の濃度の算出方法（平成12年厚生省告示第7号）に規定する方法により算出された除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度が1立方メートルあたり0.1ナノグラム以下となるように産業廃棄物のガス化及び改質を行うこと。</p> <p>9 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>10 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>11 ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>12 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>13 ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>
--	---

	<p>14 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>
<p>九 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの(海洋汚染等防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。)</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が1立方メートル以下のもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	<p>八の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>十 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が100キログラム以下のもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル未満のもの</p>	<p>八の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>
<p>十一 産業廃棄物(汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるも</p>	<p>八の項下欄に掲げる規定の例によること。</p>

<p>のを除く。)、廃油 (廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)、廃プラスチック類 (ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。) 並びに廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。) の焼却施設 (ガス化改質方式の焼却施設に限る。) であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 1 時間当たりの処理能力が 200 キログラム未満のもの</p> <p>イ 火格子面積が 2 平方メートル未満のもの</p>	
<p>十二 廃油の油水分離施設であって、1 日当たりの処理能力が 10 立方メートル以下のもの (海洋汚染等防止法第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。)</p>	<p>1 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、別表第 5 の十二の項下欄 1 の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>2 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>
<p>十三 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1 日あたりの処理能力が 50 立方メートル以下のもの</p>	<p>1 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。</p> <p>2 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。</p>

	3 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
十四 廃プラスチック類の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの	破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
十五 令第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの	十四の項下欄に掲げる規定の例によること。
十六 廃プラスチック類、令第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)及びがれき類以外の破砕施設	十四の項下欄に掲げる規定の例によること。
十七 産業廃棄物の圧縮施設又は切断施設	施設が設置されている床又は地盤面を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。
十八 汚泥の造粒固化施設(固化によって汚水が生じるものに限る。)	当該汚水を生活環境保全上の支障が生じないように処理すること。
十九 産業廃棄物の堆肥化施設	1 床、覆い、側壁、貯留施設その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。 2 送風装置等を設置している場合は、当該送風装置等の維持管理を適切に行うこと。
二十 廃プラスチックの熔融施設	熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

福島市長

住所
届出者
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

産業廃棄物保管場所届出書

福島市産業廃棄物処理指導要綱第6条第2項（第3項）の規定により、産業廃棄物の保管をする場所について、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

産業廃棄物の保管の場所の所在地	
保管をする産業廃棄物の種類	
保管をすることができる産業廃棄物の数量	t m ³
保管の場所の管理者の氏名及び連絡先	
保管の場所においてその用に供する土地の面積	m ²
屋外において容器を用いずに保管をする場合にあつては、保管をすることができる産業廃棄物の高さ	m
保管開始年月日	年 月 日
備考 「保管をする産業廃棄物の種類」の欄には、保管をする産業廃棄物の種類をすべて記入すること。	

年 月 日

福島市長

住所
届出者
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

産業廃棄物保管場所変更届出書

福島市産業廃棄物処理指導要綱第6条第6項（第10項において準用する第6項）の規定により、産業廃棄物の保管をする場所に係る以下の事項について変更するので届け出ます。

産業廃棄物の保管の場所の所在地		
変更する内容	新	旧
変更予定年月日	年 月 日	
変更する理由		

福島市長

住所
届出者
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

産業廃棄物保管場所変更等届出書

福島市産業廃棄物処理指導要綱第6条第8項（第10項において準用する第8項）の規定により、産業廃棄物の保管をする場所に係る以下の事項について変更した（保管を行わなくなった）ので届け出ます。

産業廃棄物の保管の場所の所在地		
変更した内容	新	旧
変更した（保管を行わなくなった）年月日	年 月 日	
変更した（保管を行わなくなった）理由		
備考 「変更した内容」の欄は、変更した旨の届出のときのみ記載すること。		

様式第4号（第8条関係）

（表面）

産業廃棄物処理票

交付年月日	年 月 日	交付番号		処理票交付者	氏名
運搬を行う事業者	氏名又は名称		産業廃棄物を排出した 事業場	名称	
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号	
産業廃棄物	種類			数量	荷姿
運搬従事者の氏名			自動車登録番号又は 車両番号		
事業者が自ら設置する 産業廃棄物の処理施設	名称		積替え又は保管を行う 場所	名称	
	所在地 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号	
	許可年月日				
	許可番号				
運搬従事者	氏名		運搬を終了した年月日	年 月 日	
積替え又は保管の場所 の管理者	氏名		積替え又は保管を終了 した年月日	年 月 日	
二次運搬従事者	氏名		運搬を終了した年月日	年 月 日	
産業廃棄物の処理施設 の管理者	氏名		処分を終了した年月日	年 月 日	
処分を担当した者	氏名				

(裏面)

(記載上の注意)

- 1 日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 余白には斜線を引くこと。
- 3 「数量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 5 「運搬従事者の氏名」の欄は、処理票交付者が記載すること。
- 6 「運搬従事者」の欄は、産業廃棄物の運搬の業務に従事した者が記載すること。
- 7 「積替え又は保管の場所の管理者」の欄は、積替え又は保管の場所の管理者が記載すること。
- 8 「二次運搬従事者」の欄は、積替え又は保管後に産業廃棄物の運搬の業務に従事した者（二次運搬従事者）が記載すること。
- 9 「産業廃棄物の処理施設の管理者」の欄は、産業廃棄物の処理施設の管理者が記載すること。

福島市長

設置等予定者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

産業廃棄物処理施設設置等事業計画書

福島市産業廃棄物処理指導要綱第10条第1項の規定により、次のとおり協議します。

事業計画の概要	1 設置			2 構造変更			3 規模変更								
事業者の概要	資本金			円			従業員数			人					
	現在の主な業務内容														
	産業廃棄物関係業務実績概要														
	他県の産業廃棄物関係許可取得状況														
	関係法令の違反状況														
施設の概要	別紙のとおりに			別紙1 中間処理施設（			）			別紙2 最終処分場（			）		
担当者の職氏名及び連絡先															

(別紙1)

中間処理施設概要書

設置場所					
中間処理施設概要	産業廃棄物名				
	施設の種類				
	処理方式				
	処理能力	t (m ³)/時			
	稼働時間				
公害防止の概要	大気汚染防止対策				
	水質汚濁防止対策				
	地下水汚染防止対策				
	飛散流出防止対策				
	悪臭防止対策				
	騒音・振動防止対策				
放流水	水量	水質		放流公共水域の名称	
	m ³ /日	BOD	mg/l、その他 ()		
保管施設概要	産業廃棄物名				
	保管施設面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	保管容量	m ³	m ³	m ³	m ³
	保管方法				

中間処理後の物の概要	種類名					
	発生量	t (m ³)/時				
	処分方法(有価物にあっては利用方法)					
	処分を委託する場合には委託先(有価物にあっては売却先)の住所・氏名					
処理する産業廃棄物の県内外の割合		県内	%		県外	%
中間処理施設に係る土地の概要	地番	面積	地目	現況	土地所有者の住所及び氏名	所有地・借地の別
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
隣接地	地番	現況	土地の所有者の住所及び氏名			

(別紙2)

最終処分場概要書

設置場所					
全体の処理能力		処分場面積	埋立地面積	埋立地容積	
		m ²	m ²	m ³	
		埋立期間	埋立地面積	埋立地容積	
		第1期	年 月～ 年 月	m ²	m ³
		第2期	年 月～ 年 月	m ²	m ³
		第3期	年 月～ 年 月	m ²	m ³
埋め立てる産業廃棄物の種類					
埋立方式の概要					
処分場の構造・公害防止の概要	囲いの構造				
	周囲からの地表水の流入防止措置				
	産業廃棄物の流出防止用擁壁等の措置				
	水質監視用井戸の数				
	水質汚濁防止対策				
	地下水汚染防止対策				
	悪臭防止対策				
	衛生害虫対策				
	火災発生防止対策				
	通気対策				
放流水	水量	水 質		放流公共用水域名称	
	m ³ /日	BOD mg/l、その他 ()			
主要設備の概要		ブルターソー	バックホー	その他 ()	
		台	台	台	

処分場計画地の地形		1 くぼ地	2 平たん地	3 傾斜地	4 山間地	
		5 台地	6 低湿地	7 その他 ()		
処理する産業廃棄物の県内外の割合		県内	%		県外	
			%			
最終処分場に係る土地の概要	地番	面積	地目	現況	土地所有者の氏名及び名称	所有地・借地の別
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
隣接地	地番	現況	土地所有者の氏名及び名称			
跡地利用計画						

様

福島市長 〇〇 〇〇 印

産業廃棄物処理施設設置等事業計画書について（照会）

このことについて、下記の者から別添のとおり事業計画書が提出されましたので、御検討のう
え 年 月 日までに御回答下さるようお願いいたします。

記

- 1 設置予定者 住 所
氏 名

- 2 照会事項
 - （1）周辺環境への影響の有無について
 - （2）地元住民等との調整状況について
 - （3）関係法令等との整合性について

福島市長

協議者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書

産業廃棄物処理施設等設置（変更）の事前協議を受けたいので、福島市産業廃棄物処理指導要綱第12条第1項の規定により、次のとおり提出します。

産業廃棄物処理施設等の使用区分	1 事業者用（事業場敷地内に設置）
	2 事業者用（事業場敷地以外の場所に設置）
	3 営業用
産業廃棄物処理施設等の種類及び概要	1 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設 （ ） 概要 事業計画書のとおり
	2 上記1以外の産業廃棄物処理施設 （ ） 概要 別紙のとおり
	3 指定処理施設 （ ） 概要 別紙のとおり
変更協議の場合	変更前
	変更後

記入上の注意

- 1 該当する番号に○を付すること。
- 2 産業廃棄物処理施設等の種類の欄の（ ）内には、具体的な施設の名称を記入すること。

(別紙)

中間処理施設概要書

設置場所					
中間処理施設概要	産業廃棄物名				
	施設の種類				
	処理方式				
	処理能力	t (m ³)/時			
	稼働時間				
公害防止の概要	大気汚染防止対策				
	水質汚濁防止対策				
	地下水汚染防止対策				
	飛散流出防止対策				
	悪臭防止対策				
	騒音・振動防止対策				
放流水	水量	水質		放流公共水域の名称	
	m ³ /日	BOD	mg/l、その他 ()		
保管施設概要	産業廃棄物名				
	保管施設面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	保管容量	m ³	m ³	m ³	m ³
	保管方法				

中間処理後の物の概要	種類名					
	発生量	t (m ³)/時				
	処分方法(有価物にあっては利用方法)					
	処分を委託する場合には委託先(有価物にあっては売却先)の住所・氏名					
処理する産業廃棄物の県内外の割合		県内	%		県外	%
中間処理施設に係る土地の概要	地番	面積	地目	現況	土地所有者の住所及び氏名	所有地・借地の別
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
隣接地	地番	現況	土地の所有者の住所及び氏名			

福 島 市 長

届出者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

指 定 処 理 施 設 設 置 計 画 届 出 書

福島市産業廃棄物処理指導要綱第15条第1項の規定により、指定処理施設の設置について、次のとおり届出ます。

指定処理施設の設置の場所	
指定処理施設の種類	
指定処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
着工予定年月日	
使用開始予定年月日	
指定処理施設の処理能力	

福島市長

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

指定処理施設変更計画届出書

福島市産業廃棄物処理指導要綱第15条第1項の規定により、指定処理施設の変更について、次のとおり届出ます。

指定処理施設の設置の場所			
指定処理施設の種類			
変更の内容	指定処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
	指定処理施設の処理能力	変更後	変更前
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

第 号
年 月 日

様

福島市長 ○○ ○○ 印

受 理 書

年 月 日付けの指定処理施設（設置
変更）計画届出書を次のとおり受理しました。

届 出 の 根 拠	福島市産業廃棄物処理指導要綱第 15 条第 1 項
届出に係る指定 処理施設の種類	
処理する産業 廃棄物の種類	
設 置 場 所	
処 理 能 力	

年 月 日

福 島 市 長

報告者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

指 定 処 理 施 設 設 置（変更）工 事 終 了 報 告 書

年 月 日付で届け出た指定処理施設の設置（変更）について、その工事が終了したので、福島市産業廃棄物処理指導要綱第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

指定処理施設の種類	
設 置 場 所	
処理する産業廃棄物の種類	
受理書年月日 及び受理書番号	年 月 日 第 号
工事終了年月日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

福島市長 ○○ ○○ 印

指定処理施設設置（変更）確認書

年 月 日付けで提出のありました指定処理施設設置（変更）工事終了報告書について、確認検査を実施したところ、福島市産業廃棄物処理指導要綱第 15 条第 1 項の届出書に記載した設置（変更）に関する計画に適合していると認められましたので、福島市産業廃棄物処理指導要綱第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり交付します。

指定処理施設の種類	
設 置 場 所	
処理する産業廃棄物の種類	
受理書年月日 及び受理書番号	年 月 日 第 号
検査実施年月日	年 月 日

年 月 日

福 島 市 長

届出者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

指 定 処 理 施 設 承 継 届 出 書

指定処理施設の設置の届出をした者の地位を承継したので、福島市産業廃棄物処理指導要綱第 17 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定処理施設の種類	
設 置 場 所	
確認書年月日 及び確認書番号 ※	年 月 日 第 号
承 継 の 年 月 日	年 月 日
被承継者の氏名又は 名称及び住所並びに 法人にあつては、そ の代表者の氏名	
承 継 の 原 因	1 譲受け 2 借受け 3 合併 4 分割 5 相続

添付書類

- 1 譲受け又は借受けの場合にあつては、省令第 5 条の 1 第 2 項に規定する書類
 - 2 法人の合併又は分割の場合にあつては、省令第 5 条の 1 第 2 項に規定する書類
 - 3 相続の場合にあつては、省令第 6 条第 2 項に規定する書類
- ※ 平成 30 年 3 月 31 日前に福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第 32 条第 1 項の許可を受けた指定処理施設にあつては、許可年月日及び許可番号とする。

福 島 市 長

住 所
事業者
氏 名

（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

移動式産業廃棄物処理施設等設置場所（変更）届出書

福島市産業廃棄物処理指導要綱第 18 条の規定により、次のとおり届け出ます。

移動式産業廃棄物処理施設等の種類			
移動式産業廃棄物処理施設等の処理能力			
移動式産業廃棄物処理施設等の設置場所 （排出事業場名（工事名）も記載）			
処理する産業廃棄物の種類及び量		種 類： 処理量：	
許可年月日及び許可番号又は 確認書年月日及び確認書番号 ※		年 月 日 許可番号 号	年 月 日 確認書番号 号
排 出 者	名称又は氏名及び住所		
	担当者の所属、氏名及び連絡先		TEL
処理後の残さの処分方法			
事業実施期間			
担当者の職、氏名及び連絡先			
添 付 書 類	1 設置場所の位置図及び処理施設の配置図 2 処理後の残さの性状について、生活環境の保全上支障を生じないもの（土壌環境基準等を満足すること）であることを記載した書類		

※ 平成 30 年 3 月 31 日前に福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第 32 条第 1 項の許可を受けた指定処理施設にあつては、許可年月日及び許可番号とする。

年 月 日

福 島 市 長

報告者 住 所
氏 名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

産業廃棄物最終処分場埋立法面造成工事終了報告書

産業廃棄物最終処分場の埋立法面の造成工事が終了したので、福島市産業廃棄物処理指導要綱第 19 条第 1 項の規定により、次の通り報告します。

施 設 の 名 称	
最 終 処 分 場 の 種 類	
設 置 場 所	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
工 事 終 了 年 月 日	年 月 日

年 月 日

福 島 市 長

設置者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

指定処理施設廃止（休止・再開）届出書

指定処理施設を廃止（休止・再開）したので、福島市産業廃棄物処理指導要綱第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定処理施設の種類	
設 置 場 所	
確認書年月日 及び確認書番号 ※	年 月 日 第 号
廃 止 （ 休 止 ・ 再 開 ） の 理 由	
廃 止 後 の 措 置	
廃 止 （ 休 止 ・ 再 開 ） 年 月 日	年 月 日

※ 平成 30 年 3 月 31 日前に福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第 32 条第 1 項の許可を受けた指定処理施設にあつては、許可年月日及び許可番号とする。

年 月 日

福 島 市 長

事業者又は 住 所
 処理業者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

産業廃棄物処理施設等事故発生報告書

産業廃棄物処理施設等に事故が発生したので、福島市産業廃棄物処理指導要綱第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事業場又は処理場の所在地	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等の設置箇所	
排出先の公共用水域の名称	
事故発生年月日	年 月 日 午前・午後 時 分
事故の原因及び状況	
応急措置の方法	
復旧工事の方法	
復旧工事完了予定年月日	年 月 日

備考 この報告書には、事故発生場所及び事故の影響範囲等が分かる図面などを添付すること。

年 月 日

福 島 市 長

事業者又は 住 所
 処理業者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

産業廃棄物処理施設等事故復旧完了報告書

年 月 日届出の事故について、次のとおり復旧工事が完了しましたので、福島市産業廃棄物処理指導要綱第 21 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

事業場又は処理場の所在地	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等の設置箇所	
事故発生年月日	年 月 日 午前・午後 時 分
復旧工事完了の年月日	年 月 日
再発防止対策	

産業廃棄物処理施設等設置等に係る地元住民等との調整状況調書

	調 査 状 況
隣接する土地の所有者との調整	1 隣接する土地の所有者 () 人 2 同意者数 () 人 3 不同意者数 () 人 4 不同意の理由
周辺居住者等との調整	1 地元説明会 (有 ・ 無) 開催状況 (日時、場所、参加依頼及び参加人数、説明会内容等) 2 同意取得状況 (1) 範囲等 (同意取得の範囲) 処理施設等の敷地境界からの距離 (※) () m 世帯数等 () 世帯 () 人 (2) 同意者数 () 世帯 () 人 (3) 不同意者数 () 世帯 () 人 (4) 不同意の理由 3 地区代表者との調整 同意取得の有無 (有 ・ 無) 地区代表者の住所・氏名 ()
下流域水利権者及び漁業権者との調整	1 同意取得の範囲 処理施設等の敷地境界からの距離 () m 2 同意者数 団体の場合 () 団体 3 不同意者数 団体の場合 () 団体 4 不同意の理由
水路管理者等との調整	同意取得の有無 (有 ・ 無) 水路管理者の住所及び氏名 ()

※ 中間処理施設にあつては、施設設置等予定地の敷地境界線の全てから半径 300mの範囲とする。
 最終処分場にあつては、施設設置等予定地の敷地境界線の全てから半径 500mの範囲とする。

産業廃棄物処理施設等の設置等に関するフロー

	事業者(自社処理施設)	処分業者等
事業計画書からの手続	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自らが事業場の敷地以外の場所に設置する以下に掲げる産業廃棄物処理施設 政令第7条第3号 第5号 第8号 第10号の2 第11号の2 第12号 第12号の2 第13号 第13号の2 	<ul style="list-style-type: none"> 処分業者又は処分業者が設置する以下に掲げる産業廃棄物処理施設 政令第7条第3号 第5号 第8号 第10号の2 第11号の2 第12号 第12号の2 第13号 第13号の2 第14号
事前協議書からの手続	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自らが事業場の敷地以外の場所に設置する以下に掲げる産業廃棄物処理施設 政令第7条第1号 第2号 第4号 第6号 第7号 第8号の2 第9号 第10号 第11号 	<ul style="list-style-type: none"> 処分業者又は処分業者が設置する以下に掲げる産業廃棄物処理施設 政令第7条第1号 第2号 第4号 第6号 第7号 第8号の2 第9号 第10号 第11号
許可申請からの手続	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自ら事業場の敷地内に設置する産業廃棄物処理施設(最終処分場を除く。) 	

